

別紙

諮問第1058号

答 申

1 審査会の結論

「東京地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇号事件の口頭弁論について報告した文書」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇号事件の平成〇〇年〇月〇日の口頭弁論について報告した文書一式（決裁文書等を含む。）」の開示請求に対し、東京都知事が平成28年9月30日付で行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 公文書の存否応答拒否（条例10条）は、情報公開制度においてきわめて例外的に許されるもので、安易に行ってよい処分ではない。存否応答拒否は、都政が都民から全く見えなくなる非開示方法である。条例の目的（条例1条）に照らして、単なる全部非開示よりも更に条例の目的から離れた制度であり、非常に例外的な制度であることは論をまたない。

本件処分は、事件番号を明らかにしても個人情報を開示することにはならない上に、本件の理由付記からは存否応答拒否について慎重に検討し合理的な理由をもって決定したものとは思えない。すなわち、個人情報保護という体裁をとって都が説明責任を逃れるべく、慎重を期すべき存否応答拒否を合理的根拠もなく安易に行ったものであり、不当かつ違法である。したがって、本件処分は取り消されるべきである。

イ 事件番号は裁判所において訴訟事件の特定、識別のために事件ごとに付される番号であり、これ自体に訴訟当事者の情報は何ら存在しない。特定の事件番号自体が訴訟当事者の個人識別情報に当たるとは考えられない。また、事件番号は「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」には当たらない。特定の事件番号と訴訟記録の内容を照合しても訴訟記録の内容以上の情報を得ることはできないからである。

ウ 都が本件事件番号の存否を明らかにするか否かにかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)7条及び民事訴訟法(平成6年法律第139号。以下「法」という。)91条により、何人も裁判所で訴訟記録を閲覧でき、事件番号を含めた訴訟の内容が公開されている。プライバシー保護の観点から訴訟記録を非公開にするか否かは、法92条により規律されるべき事柄であって、情報公開制度によって規律されるものではない。

エ 本件非開示決定の理由付記は不十分である。根拠規定と適用根拠が一見して明らかに不足している。特定の個人又は団体としているにもかかわらず、条例7条2号しか提示されていない。もし、同条3号の「法人等」の非開示情報も想定して存否応答拒否したのであれば、同条3号も提示しなければ条例13条後段の文言に反する。

また、本件理由付記の内容はあまりに具体性を欠き、必要にして十分な拒否理由が提示されたということができない。

よって、本件非開示決定は理由付記不備という重大な手続違法により違法な処分であり、取り消されるべきである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、特定の事件の特定日における口頭弁論について報告した文書一式の開示を求めるもので、具体的には、開示請求書の「開示請求に係る公文書の件名又は内

容」欄に、訴訟事件を特定する裁判所の事件番号が記載された事案である。

- (2) 裁判所の事件番号は、各裁判所において、事件を受理した日の属する年の元号及び年数、事件の種類ごとに付される記録符号並びに事件を受理するたびに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないから、裁判所名とその事件番号が判明すれば、事件を特定することが可能となる。

訴訟記録には、一般的に、その事案により職歴など経歴に関する情報、疾病、障害など心身に関する情報、資産、収入など財産状況に関する情報、思想、信条等に関する情報、家庭状況、社会的活動状況等個人の活動に関する情報等「個人に関する情報」が記載されている。これらの情報は、当事者や関係者の氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性があることから、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると解される。

訴訟記録の閲覧については、法 91 条 1 項が「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と定めており、特定の裁判所の事件番号により訴訟記録を特定することで、法が例外として定める「公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録」（同条 2 項）又は「秘密保護のための閲覧等の制限を受けた訴訟記録」（法 92 条）を除き、当事者以外の者も閲覧請求が可能となっている。

したがって、裁判所の事件番号は、それ自体から直ちに個人を識別することができるものではないが、特定の裁判所名とともに事件番号を開示することにより、訴訟記録に記載されている特定の個人を識別することができることとなることから、条例 7 条 2 号本文に該当する。

- (3) 本件開示請求では、対象となる訴訟が、このような裁判所の事件番号においてのみ特定されていることから、仮に公文書の存否を応答した場合、当該事件番号を付された訴訟が存在するか否かが明らかとなる。仮にその訴訟が存在した場合、事件番号を非開示として他の部分を開示したとしても、対象となる訴訟が事件番号においてのみ特定されている以上、当該事件番号に係る訴訟であることは明らかであり、実質的に当該事件番号を開示したことと等しい結果となる。

以上のことから、事件番号が特定されることによって、訴訟記録と照合することが可

能となり、特定の個人を識別することができるようになるため、本件開示請求において、対象公文書の存否を応答することは、条例 10 条が規定する「非開示情報を開示したことになる」と該当し、同条に基づき存否応答拒否としたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 1 月 30 日	諮問
平成 29 年 7 月 27 日	新規概要説明（第 180 回第二部会）
平成 29 年 9 月 4 日	審議（第 181 回第二部会）
平成 29 年 9 月 21 日	実施機関から理由説明書收受
平成 29 年 9 月 25 日	実施機関から説明聴取（第 182 回第二部会）
平成 29 年 10 月 30 日	審議（第 183 回第二部会）
平成 29 年 11 月 20 日	審議（第 184 回第二部会）
平成 29 年 12 月 18 日	審議（第 185 回第二部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### ア 都における訴訟に伴う事務の取扱いについて

都が訴訟当事者である訴訟に関する事務は、原則として、総務局総務部法務課（以

下「法務課」という。)が所管している。

都が裁判所から訴訟事件に関する呼出状等の記録の送達を受けると、法務課は、訴訟事件を所管する局(以下「所管局」という。)に対して、訴訟資料の調査についての照会を行う。所管局は照会に対して、当該訴訟事件に係る具体的な事実関係のほか、当該訴訟事件の相手方の請求や主張が認められるかどうかについての具体的な理由やその根拠等について、法務課宛に回答する。法務課は、上記回答をもとに所管局と協議を行い、当該訴訟事件に係る事実関係を正確に把握するとともに、関係法令の解釈等を確認及び検討した上で、都としての対応方針を定める。その後、法務課職員が都知事の指定代理人として、当該訴訟事件に係る都としての主張等を記載した答弁書や準備書面を作成し、当該主張を立証するために必要な書証等と併せて裁判所へ提出するとともに、当該訴訟事件の期日に陳述を行うこととなる。

#### イ 本件請求文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「東京地方裁判所平成〇〇年(〇〇)第〇〇号事件の平成〇〇年〇月〇日の口頭弁論について報告した文書一式(決裁文書等を含む。)」(以下「本件請求文書」という。)である。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条2号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づきその存否を明らかにせずに関示請求を拒否する決定を行った。

#### ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報(第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等

…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

#### エ 本件請求文書に係る存否応答拒否の妥当性について

本件開示請求は、その請求内容に特定の個人名の記載は含まれていないものの、特定の裁判所における特定の事件番号を記載して行われていることが確認できる。

ところで、裁判所が受け付けた事件に係る事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の属する年の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないことから、当該事件が係属する裁判所名が判明している場合に、その事件番号が判明すれば、当該事件を特定することが可能となるものである。そして、裁判所が受理する事件においては、当事者が個人である場合にはその個人が訴訟活動を行うほか、当事者が個人又は法人のいずれかである場合にも、当事者又は関係者等の個人の活動や状況等の内容が記載された主張書面や書証が提出され、これらの個人が人証として供述や証言をするなど、審理の過程において様々な態様で個人の関与が予定されており、その関与の内容が訴訟記録に記載されることとなる。したがって、一般に、裁判所が受け付けた事件に係る事件番号は、様々な態様で個人の関与が予定されている事件につき、その識別を行うための番号として、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有する情報であるというべきであることから、一般に個人に関する情報に該当するということができる。

このように、事件番号は、一つの裁判所において同一の事件番号が重複して付されることはなく、当該事件が係属する裁判所名とその事件番号のみにより、当該事件を特定することが可能となるものである。そして、本件開示請求では、対象となる事件が受訴裁判所及び事件番号をもって特定されており、また、何人も、裁判所書記官に

対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる（法91条1項）ことからすると、これらの情報から特定される訴訟記録を閲覧することにより、何人も、当該事件に関与する個人の氏名、住所、生年月日等を知ることにより、特定の個人を識別することができることとなる。

したがって、事件番号は、それ自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、条例7条2号本文に該当すると認められる。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は審査請求書において、実施機関が本件事件番号の存否を明らかにするか否かにかかわらず、法91条等により、何人も裁判所で訴訟記録を閲覧でき、事件番号を含めた訴訟の内容が公開されている旨主張する。

しかしながら、法91条の規定の趣旨に照らせば、同条1項に基づく記録の閲覧請求は、その対象とする事件を特定して行うのが前提とされており、実際に閲覧請求を行う際には、各裁判所に備え付けられている閲覧・謄写票に事件番号を記載して事件を特定することが必要であるから、当該事件の事件番号が不明である場合には、訴訟記録を閲覧することは想定されていないものと解される。したがって、訴訟記録について法91条1項に基づき閲覧請求することが可能であるとしても、そのことを根拠として、事件番号それ自体が法令の規定により公にされているということとはできない。

また、判例雑誌等に掲載される判例等は、全国の裁判所において言い渡される膨大な件数の判決等の中から、広く一般に参照されることが相当と認められるごく一部のものが選別されて掲載されるものであるから、これらにおいてその一部の判決等及びその事件番号が掲載されているからといって、一般に事件番号が慣行として公にされているということとはできない。

以上のことからすると、事件番号は条例7条2号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなると認められ、条例10条の規定により本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

ところで、審査請求人は、本件非開示決定に関し、条例7条3号を提示しない点において理由付記が不十分であり、条例13条後段の文言に反する旨主張する。しかし、

本件非開示決定の理由は、特定の個人又は団体が都に対して提起した訴訟に係る事件番号が存在するか否かを明らかにすることにより、当該事件番号に係る訴訟記録に含まれると考えられる条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなることを説明したものであり、上記審査請求人の主張を採用することはできない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二